

公的年金からの住民税の特別徴収とは、住民税を公的年金から差し引いて市に納入する制度で、新たに税負担が生じるものではありません。

●対象となる人  
 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得にかかると住民税の納税義務がある人  
 ※4月1日現在で65歳の方は、10月支給の年金から引き落としが始まります。

次の人は、特別徴収の対象とはなりません。  
 ・1月2日以降、本市へ転入した人  
 ・老齢基礎年金等の給付年額が18万円未満の人  
 ・介護保険料が年金から引き落としされていない人  
 ・引き落としされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人  
 ・所得税、介護保険料および後期高齢者医療保険料等を差し引いた給付額が、年金所得に対する住民税額を下回る人

●対象となる住民税額  
 公的年金所得に対する住民税額のみ  
 ※給与所得や事業所得などにかかる住民税額がある場合、給与にかかる引き落としまたは納付書、口座振替で納めていただきます。

●引き落とし対象年金  
 老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等  
 ※障害年金および遺族年金などの非課税の年金は対象外。

●引き落としが中止となる場合  
 引き落とし開始後、市外への転出や税額の変更、年金支給停止などが発生した場合  
 ※中止後は、納付書や口座振替で納めていただくこととなります。  
 ※前述以外の理由で年金からの引き落としの中止を希望されても、地方税法の規定によりできませんので、ご理解をお願いします。

市税および国民健康保険料の休日納税相談窓口を開設します。仕事などで平日の納税相談が困難な人はご利用ください。  
**【とき】**  
 10月26日(日) 9時～12時  
**【とく】**  
 滞納整理課(本館2階)  
 ○毎週木曜日(祝日除く)に、夜間延長窓口を開設しています(19時まで)。こちらでもご利用ください。

**登録期間撤廃により更新手続きが不要に!**  
 住民票や戸籍などが代理人や第三者に交付されたとき、その事実を本人に通知するサービスを実施しています。事前に登録申込が必要ですが、このたび、3年ごとの更新手続きを不要としましたので、ぜひご登録ください。

新庁舎建設工事に伴い、次の期間に東別館の電気工事を行うため、左記サービスが利用できなくなります。ご理解ご協力をお願いします。  
**【期間】**  
 10月11日(土)～13日(月・祝) 終日  
 ○コンビニ交付サービス  
 ○市ホームページの閲覧  
 ※電気工事が完了次第、ご利用いただけます。



職種	採用予定人員	受験資格
保育士 または 幼稚園教諭	25人程度	保育士資格または幼稚園教諭免許を有する65歳(採用時64歳)までの人(平成27年3月31日までに取得見込みの人を含む) 【保育士資格】保育士登録手続きが済んでいること 【幼稚園教諭免許】免許更新対象者は更新手続きが済んでいること

**【面接試験日】10月19日(日) 午前9時30分～(受付9時～) 【試験会場】浅井支所(内保町)**  
 ●申込み: 10月14日(火)までに長浜公共職業安定所 ☎62-2030)まで。  
 ※新卒者は、電話で幼児課まで。  
 ●持ち物: 履歴書(顔写真貼付)、保育士資格・幼稚園教諭免許の写し(取得見込みの人は取得見込証明書等)、公共職業安定所の紹介状(新卒者を除く)、筆記用具  
 ※当日受付後に簡単な志望調書の作成を依頼します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

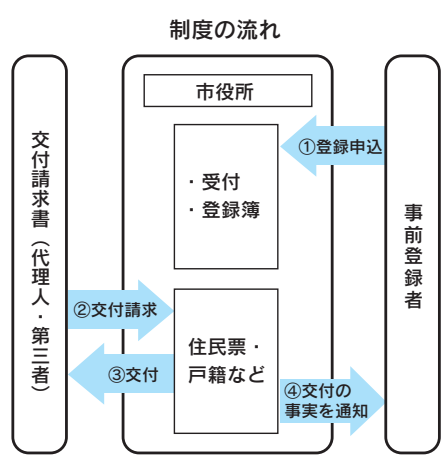
学校だけでなく社会全体の課題となっているいじめ対策について、未然防止や早期発見、対処などの取組みを総合的に推進するため、「長浜市いじめ防止等の基本方針」策定の準備を進めています。  
 このたび、素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。  
**【募集期間】**  
 10月1日(水)～31日(金)  
**【閲覧場所】**  
 教育指導課、市役所本館・北部振興局・各支所の市政情報コーナー、または市ホームページ  
**【提出方法】**  
 任意の様式に①氏名②住所③電話番号を明記し、直接または郵送(消印有効)・FAX・メールのいずれかで下記まで。



**提出先**  
 教育指導課(浅井支所2階)  
 〒526-0292 内保町2490-1  
 ☎74-3791  
 ✉ kyouiku-shidou@city.nagahama.lg.jp

市では、保育園、幼稚園、認定こども園および放課後児童クラブなどによる、地域の子ども・子育て支援の一層の充実、待機児童の解消などをめざし、次の3つの条例を制定することになりました。  
 その条例で定める新しい基準について、市民の皆さんから広く意見を募集します。  
 ①長浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(所管: 幼児課)  
 ②長浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例案(所管: 子育て支援課)  
 ③長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案(所管: 子育て支援課)  
**【募集期間】**  
 10月1日(水)～31日(金)  
**【閲覧場所】**  
 幼児課、子育て支援課、市役所本館・北部振興局・各支所の市政情報コーナー、または市ホームページ  
**【提出方法】**  
 任意の様式に①対象の条例②氏名(または団体名)③住所④電話番号を記入し、直接または郵送(消印有効)・FAX・メールのいずれかで下記まで。

**提出先**  
 幼児課(浅井支所2階) 〒526-0292 内保町2490-1  
 ☎74-3791 ✉ youji@city.nagahama.lg.jp  
 子育て支援課(東別館1階) 〒526-0031 八幡東町632  
 ☎64-1767 ✉ kosodate@city.nagahama.lg.jp



**申込窓口**  
 市民課(本館1階)  
 北部振興局福祉生活課、各支所  
**持ち物**  
 本人確認書類(運転免許証、写真あり住基カードなど)  
 ※代理人の場合は委任状が必要です。